

整理番号：9-1

提言題名：庁議付議依頼書の様式変更のお願い

【提言の要旨】

① 現在の庁議付議依頼書は、公文書として意思決定の過程が後から検証できるような様式となっておりません。

② 取手市庁議設置規則の趣旨を最大限生かした運用とする為に、ぜひ近隣市町村の庁議付議書・依頼書を参考にして頂きますようお願いいたします。

③ 情報公開について、庁議規則第10条については、本来無条件の情報公開であるべきと存じます。機会を捉えて、見直し、検討をお願いいたします。

④ 庁議資料は、行政・住民共通の地域社会財産であり、歴史でもあると考えます。

(令和元年7月受付)

【回答の要旨】

① 庁議につきましては、各々の地方自治体が独自に設置・運営しているところですが、本市におきましては、「取手市庁議設置規則」により、庁議の設置・運営を行っております。

同規則第1条により、本市におきましては、庁議を「最高協議機関」という位置付けとしており、最終的な意思決定につきましては「取手市事務決裁規程」に基づき、決裁により意思決定を行っております。

同規程第2条第1号におきましては、「決裁」の定義として、「市長及び会計管理者又はその委任を受けた職員（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事務の処理について、意思決定を行うことをいう」と規定しており、決裁をもって最終的な意思決定を行うということになります。そのため、庁議付議依頼書の様式に、意思決定の過程を事後的に検証する目的や機能を持たせることは想定しておりません。

② 庁議付議依頼書は、庁議運営事務を担当している政策推進課において、庁議に諮る案件の内容、担当部課、審議事項又は報告事項の何れに該当するかなどを把握・整理し、庁議を円滑かつ適正に運営する目的で使用しているものであり、庁内における事務処理上の用途のために使用しているものです。

現在の庁議付議依頼書の様式は、こうした項目を明示するものとなっており、庁議の円滑かつ適正な運営に支障をきたす状況とはなっていないため、特に問題があるとは認識しておりません。

③ 取手市庁議設置規則第10条におきましては、市長は「必要があると認めるとき」に庁議に付議された事項を公開する旨を規定しておりますが、庁議に諮った個々の案件につきましては、関係する部課等において、広報紙や市ホームページなどの媒体を用いて、必要な情報提供を行っているため、これをもって情報公開としては十分であると認識しております。

庁議終了後に政策推進課において作成している「庁議報告」につきましては、「取手市情報公開条例」に規定する情報開示請求がなされた場合には、開示を行っておりますので、特に問題は生じていないと認識しております。

④ 庁議付議依頼書、庁議資料及び庁議報告等の庁議に関する文書につきましては、「取手市文書管理規則」に基づき、適正に管理・保存しており、情報公開制度の対象となっております。

このように、庁議関係文書は適正に管理・保存しており、また、庁議関係文書への住民の方々のアクセス方法は制度上、保障されているため、庁議関係文書が社会的・歴史的な観点から重要な文書であるという趣旨に沿った取扱いをしているものであると認識しております。

以上より、現時点におきましては、庁議付議依頼書の様式を変更する予定はございませんので、ご理解をお願い致します。

貴重なご意見・ご指摘をいただきありがとうございます。今後の行政運営にあたり参考とさせていただきます。

(政策推進課 令和元年7月回答)